

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

(令和7年1月から同年12月まで)

(単位：件)

【区分1に分類される手術】

区分	主な術式名等	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	

【区分2に分類される手術】

区分	主な術式名等	件数
ア	靭帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

【区分3に分類される手術】

区分	主な術式名等	件数
ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

【区分4に分類される手術】

区分	主な術式名等	件数
	胸腔鏡下及び腹腔鏡下手術	90

【その他に分類される手術】

区分	主な術式名等	件数
ア	人工関節置換術	14
イ	乳児外科施設基準対象手術	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	6
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	